

様式第四の二(第四十四条関係)

(表 面)

- 5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第百十一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第四十五条の二第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第百二十二条の二 正当な理由なしに第百十一条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由なしに同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

国 民 健 康 保 険 檢 査 証

(法第百十一条の三関係)

写
真

官職又は職名
氏 名

(年 月 日生)

(裏 面)

<p>第 号</p> <p>令和 年 月 日 交付</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣印</p>	<p>国民健康保険法(抄) (被保険者記号・番号等の利用制限等) 第百十一条の二 (略) 2 (略) 3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、 その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契 約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又 はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者 に係る被保険者記号・番号等を告知することを求めてはならない。 一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者記号・ 番号等を告知することを求めるとき。 二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定 める場合に、被保険者記号・番号等を告知することを求めるとき。 4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者記号・番号等 の記録されたデータベース(その者以外の者に係る被保険者記号・番 号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用 いて検索することができるよう体系的に構成したもの)をいう。) であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されるこ とが予定されているもの(以下この項において「提供データベース」 といふ。)を構成してはならない。 一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベー スを構成するとき。 二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で 定める場合に、提供データベースを構成するとき。</p>
--	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。